

令和 9 年度

産油・産ガス国高度人材育成支援事業のうち
研究者交流事業に関する公募要領

令和 8 年 7 月

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関(以下『JCCP』という。)は、平成 5 年度から、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的に、産油・産ガス国のニーズに応じ、石油産業のダウンストリーム部門における研究者を対象とした高度人材育成に対して協力を行なうために、相手国カウンターパートの研究者を国内の大学や国内民間法人等の研究施設に受け入れ、および国内研究者を相手国研究機関に派遣し、実際の研究活動を通じて、技術や知見を共有する事業を実施しております。

今般、令和 9 年度産油・産ガス国高度人材育成支援事業のうち研究者交流事業(以下『本事業』という)に関する一般公募を行います。本事業への参加を希望される国内民間法人等は、本要領に従って事業提案書等の提出をお願いします。

本事業は、参加を希望する国内民間法人等からの提案を受け、JCCP と提案者で内容を検討、協議した後、JCCP が事業計画としてとりまとめ令和 9 年度「産油国石油精製技術等対策事業費補助金(石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの)」(予定)に応募し、経済産業大臣から令和 9 年度の補助金交付を受けて実施するものです。提案者は、JCCP と『参加契約』を締結した上で、JCCP が実施する補助事業に参加して頂くことになります。

なお JCCP が実施する本公募は、令和 9 年度国家予算が成立し、JCCP が国から補助金の交付を受けて事業を実施することを前提に募集の手続を行うものであること、また国の補助金交付条件によっては、制度の変更等があることをご理解いただいた上で応募願います。

今後のスケジュール

- ・ 10 月 1 日(木) 本事業の募集
- ・ 11 月 17 日(火) 募集締切り
- ・ 11 月 18 日(水)～翌年 1 月 15 日(金) 事業提案内容の検討、提案者へのヒアリング・協議
- ・ 令和 9 年 2-3 月 事業検討分科会にて採択案を策定、『理事会』等にて審議を経た後、実施事業(案)の選考結果を提案者に通知
- ・ 令和 9 年 4 月 JCCP に対する補助金交付決定後、事業が採択された提案者は JCCP との間で参加契約書を締結して事業を開始

産油・産ガス国高度人材育成支援事業のうち、
研究者交流事業に関する公募要領（定額補助）

1. 目的

産油・産ガス国からの要請に応じて、JCCP が産油・産ガス国のダウンストリーム分野、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロ(カーボンニュートラル) を実現する新燃料を含む脱炭素技術や、持続可能エネルギー分野等を担う研究者の高度人材育成に協力します。産油・産ガス国の当該研究分野に関連する相手国の政府関係機関または石油会社の研究機関等(以下『相手国カウンターパート』と言う。)との技術や知見の共有、また専門分野を中心とした国内の研究機関と相手国カウンターパートの共同研究領域を見極めるための探査調査、さらに日本についての理解を深めてもらうこと等により、産油・産ガス国における我が国のプレゼンスの増大、産油・産ガス国との関係強化を達成し、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的とします。

2. 基本方針

我が国の石油・ガス安定供給を確保するため、相手国カウンターパートの要請に応じて、将来、産業の現場に活かされる精製技術の高度化や環境負荷低減等の先端技術の開発に関わる相手国カウンターパートの研究者を我が国の研究機関に受入れ、および我が国の石油・ガス関連ダウンストリーム部門をはじめ、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロ(カーボンニュートラル) を実現する新燃料を含む脱炭素技術、持続可能エネルギーを対象に研究に従事する研究者を相手国カウンターパートに派遣し、研究手法や技術、知見を共有します。

- 1) 事業対象国の選定に当たっては、『JCCP 事業対象国及びカテゴリー』の優先国を原則とし、事業を実施することにより、対象国石油政策関係機関等の我が国に対する認知および評価を高めることとします。
- 2) 参加する国内民間法人等は、当該事業に参加することに対する、明確な参画意図や戦略を有することを事業参加の条件とします。

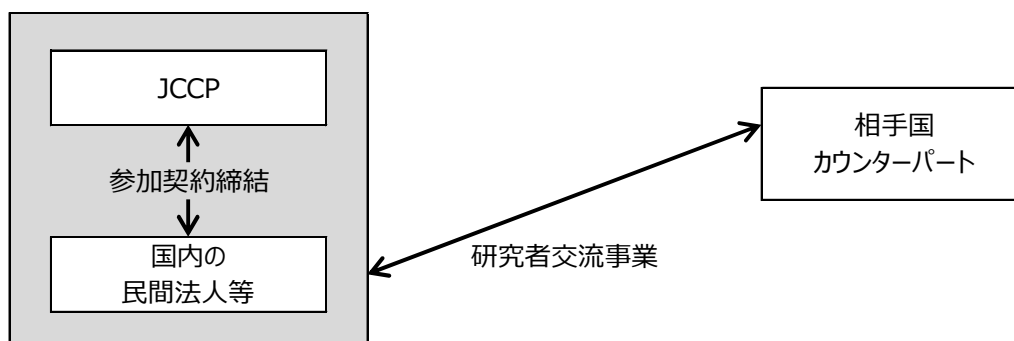
3. 募集概要

1)募集事業の内容

- ・ JCCP の上記目的や基本方針に基づき、具体的な事業を提案し、協働で取り組んでいただける国内民間法人等を提案事業とともに募集し、JCCP と国内民間法人等は事業の企画から実施まで協働

を進めていきます。

- ・ 相手国カウンターパートから中堅の研究者および研究管理者を日本の民間法人等および大学等の研究室に 1～2 か月の期間受け入れて、触媒技術、脱硫技術、環境負荷低減、エネルギー消費の効率化、石油製品技術、SAF 等を含む燃料技術、持続可能エネルギー技術、カーボンニュートラルに関連する技術等の石油ダウンストリームに関係する先端技術を活用した研究に参画する事業や、我が国の石油・ガス関連ダウンストリーム部門を対象に研究に従事する研究者を相手国カウンターパートに派遣し、研究手法や技術、知見を共有することにより、相手国カウンターパート研究者の専門分野を中心に国内の多数の研究機関との間で共同研究領域を見極める探査調査事業を実施します。なお、相手国カウンターパートの自国民の育成に配慮した事業といたします。
- ・ 参加する国内民間法人等と JCCP との間で単年度の参加契約を締結して実施する事業です。
- ・ 参加する国内民間法人等は、相手国カウンターパートの希望を募り、交流研究者と国内の交流研究機関を選定した実施案を策定し、JCCP の承認を得た後、実施するものとします。
- ・ 関連会議メモ、諸経費の明細、成果報告書(英文)を作成し JCCP へ報告します。成果報告書には、受入/派遣研究者および受入/派遣機関の評価等を含めます。



2)事業対象費用の扱い

研究者の交流に必要な費用について、『事務取扱の手引』等 JCCP の規程に沿ってその費用を JCCP が負担します。

3)事業期間

令和 9 年 4 月以降の参加契約締結日から令和 10 年 3 月 15 日（水）（単年度契約）

4. 事業の公募について

1) 提案者の応募資格

提案者は次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 我が国に活動拠点を置く我が国の民間法人等であって、対象事業を実施する者であること。
- ② JCCP の事業目的を十分に理解し、事業実施提案対象国との繋がりを有すること、または今後の繋がりを希望していること。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤および法令遵守や機密保持に係る適切な管理能力、必要な技術、知識、経験を有し、かつ、経理その他の事務について適切な管理体制および処理能力を有していること。
- ④ 石油精製技術、触媒技術、製油所操業技術に直接関係する国内の民間法人等および大学等の研究者、技術者等を組織の構成員として擁し、本事業の実施にあたって、これらの会員、構成員あるいはそれ以外の適任者を有効に活用できること。また、広範囲の石油に係る高度な研究および技術の分野における教育指導者と受入施設を広く選定できること。
- ⑤ 海外の研究者を自らの施設あるいは国内の研究機関に受け入れて、研究指導する等の経験を有していることが望ましい。
- ⑥ 政府関係機関等からの補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等の処分を受けていないこと。
- ⑦ 補助金適正化法、経済産業省の補助金交付要綱や JCCP の各種規程等を遵守できること。
- ⑧ 反社会的勢力に属さず、反社会的勢力が経営に実質的に関与していない民間法人等であること。

2) 提案内容の範囲と具備すべき要件

① 提案の内容と範囲

『3. 1) 募集事業の内容』に関して、年間のスケジュール、相手国カウンターパート、交流研究機関の選定方法等について、可能な範囲で具体的に提案書に記述してください。

尚、提案内容等に関する協議や調整をお願いすることがありますので予めご了承ください。

② 具備すべき要件

産油・産ガス国の研究者交流による研究者同士の交流を通じて、相手国の研究手法や技術の向上に対する貢献をもって、触媒技術や脱硫技術、環境負荷低減、石油消費の効率化、石油製品技術、SAF等を含む燃料技術、持続可能エネルギー技術、カーボンニュートラルに関連する技術等、将来、石油産業の現場に活かされる先端技術の開発に関わる高度人材育成を支援するとの視点を考慮します。

③ 共同提案

複数の民間法人等が共同で提案するときは、それぞれの明確な責任と役割を示したうえで、全

体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が応募書類を提出すること。

3)公募期間

①公募開始日： 令和 8 年 10 月 1 日（木）

②公募締切日： 令和 8 年 11 月 17 日（火）

※特別な事由があると JCCP が認めた場合には、公募締切日以降でも提案を受理する場合があります。

4)応募書類とその提出先

①応募書類

所定の様式により、以下の書類を提出してください。

- ・ 応募申請書
- ・ 実施計画書
- ・ 事業概要説明書

②応募様式の請求

メールまたは電話にて以下の「問い合わせ先」までご連絡下さい。『令和 9 年度研究者交流事業応募様式の請求』とお伝えいただくとスムーズです。

問い合わせ先： 〒170-6058

東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 58 階

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関

技術協力部 大家・田口

電話：03-5396-8021 E-mail: kiban-09@jccp.or.jp

③応募書類の提出

電子媒体（PDF）を、上記「問い合わせ先」までメールにてご提出ください。

5)実施事業候補の選考

①選考の方法

公募締切り後、提案内容に対してヒアリングを実施します。ヒアリングにて追加資料の提出を求める場合があります。選考は原則として、外部の有識者で構成する『事業検討分科会』にて採択案を策定し、『理事会』等にて審議します。採択案が承認された後に、JCCP として実施事業(案)とします。

②選考の基準

提案事業内容について以下などを勘案して選考します。

- ・応募資格
- ・実施計画の内容、日本側の体制、制約条件等
- ・事業費の妥当性。

6)その他

①結果の通知

後日、提案者に対して選考結果を書面により通知します。

②実施事業(案)に採択された場合の留意点

事業計画、事業予算等の見直しを条件として採択する場合があります。見直しの要請を受けた場合は、速やかに対応をお願いします。

③実施事業(案)に採択された後の諸手続等について

経済産業省・資源エネルギー庁が公募する令和 9 年度「産油国石油精製技術等対策事業費補助金(石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの)」(予定)の一般公募へ JCCP が応募して、補助金交付決定後、令和 9 年 4 月以降に提案法人等と参加契約書を締結して事業を開始します。

④事業費の支払等について

事業費の支払は、原則として JCCP による令和 10 年 3 月に実施する確定検査を経た後に精算払いします。但し、参加法人等からの申請があり、JCCP が必要と認めた場合には、概算払いも可能ですのでご相談ください。

尚、予算執行上、すべての支出には領収書等の証明書が必要となります。また、支出額、支出内容の適性について、事業費支払に際して厳格に審査します。

参加法人には別途、『事務取扱の手引』を配布するとともに、必要に応じて説明会を実施しますので、当該手引きに沿って適正に運用してください。

以 上

【参考】JCCP 事業対象国およびカテゴリー

(令和 8 年度 4 月 1 日改訂)

カテゴリー	中東	アフリカ	アジア・大洋州	中南米	ロシア・NIS	計
優先国	<u>サウジアラビア</u> <u>アラブ首長国連邦</u> <u>カタール</u> <u>クウェート</u> <u>オマーン</u> <u>イラク</u> (<u>イラン</u>)		<u>インドネシア</u> <u>ベトナム</u> (<u>ミャンマー</u>) <u>カンボジア</u> <u>フィリピン</u>	<u>メキシコ</u> <u>エクアドル</u> <u>ペルー</u>	<u>カザフスタン</u>	16
優先国以外の対象国	<u>バーレーン</u>	<u>エジプト</u> ★ <u>リビア</u> <u>スーダン</u> <u>ナイジェリア</u> ★ <u>モザンビーク</u>	<u>マレーシア</u> <u>パプアニューギニア</u> ★ <u>タイ</u> <u>インド</u> <u>パキスタン</u> ★ <u>バングラデシュ</u>	<u>ブラジル</u> <u>コロンビア</u> <u>アルゼンチン</u> <u>チリ</u>	(★ <u>ロシア</u>) <u>アゼルバイジャン</u> <u>ウズベキスタン</u> <u>トルクメニスタン</u>	20
計	8	5	11	7	5	36

注： ★は準優先国扱い／()は内外情勢によって適宜見直し

下線を付した国は「GX を見据えた資源外交の指針（2023 年 6 月 資源エネルギー庁）」における化石燃料・CCS および 新燃料の分析対象国（16 か国）